

暮らしのお知らせ

市長への手紙・FAX・Eメール

あなたの声を聴かせてください

「市長への手紙・FAX・電子メール」は、市民の皆さんの市政に対する提言・要望・意見などを幅広く聴いて、今後の市政に反映させていくための制度です。

寄せられた意見は、市長が直接目を通し、各課に対応を指示します。回答を希望する人には、書面あるいはEメールで回答します。

市長への手紙

市役所や下総・大栄支所、公民館など市の施設に専用の用紙(受取人払い)が置いてあります。専用の用紙以外を利用する場合は「市長への手紙」と書いて、切手を貼って送ってください。

市長へのFAX

市内からは次の番号に送信してください。送付料金は掛かりません(コンビニエンスストアからは有料となる場合があります)。
0120・860・279

市外からは次の番号に送信してください。送付料金は掛かります。FAX 0476・24・1086

市長への電子メール

市のホームページの「市長への電子メール」(<http://www.city.naria.chiba.jp/form>)から送信できます。

市政とは関係のない内容や個人・団体を誹謗中傷するようなものは受け付けません。市長からの回答を希望する場合は、住所・氏名・電話番号を忘れずに書いてください。記入がない場合は、参考意見として受け付けます。
※くわしくは市民協働課市民相談室(☎20・1507)へ。

環境美化運動

美しいまちをわたしたちの手で

12月7日(日)を基準日として「ポ

イ捨てをなくし、私たちのまちを私たちの手で美しく」を合言葉に、区や自治会などの協力で環境美化運動が実施されます。

この運動では、各地区の道路や公園などに投げ捨てられた瓶・缶などのごみ拾いを行います。

個人で環境美化運動に参加する場合は、事前にクリーン推進課(☎20・1530)へ連絡してください。

※くわしくは同課へ。

野焼き

火災の原因になります

枝や枯れ葉などの野外でのごみの焼却行為(野焼き)は、有害物質の排出だけでなく、灰で洗濯物が汚れる、煙たくて窓が開けられないなど、近隣住民の迷惑にもなります。

特にこれからの季節は空気が乾燥する日が多くなるため、火災を引き起こす可能性が高まります。野焼きは一部を除き、法律で禁止されています。禁止の例外となる行為について

も、周辺地域の生活環境に著しく影響を与えていると判断される場合は、行政指導の対象となります。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

下水道

日ごろから正しい使用・点検を

下水道は、日々の生活環境を向上させるための公共財産です。台所やトイレ、風呂などの排水設備に野菜くず・油・雨水・水に溶けない紙などを流してはいけません。各家庭の排水管の維持管理をするのは利用者の皆さんです。詰まったら修理を依頼すると、多額の費用が掛かる場合があります。日ごろの正しい使用をお願いします。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

全国瞬時警報システム

防災行政無線でテスト

全国瞬時警報システム(丁・A

LERIT、ジェイ・アラート)とは、地震・武力攻撃などの災害時に、国から送られてくる緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

市では、この緊急情報を市民の皆さんへ伝えるため、防災行政無線を使った緊急情報伝達の試験放送を行います。

日時 11月28日(金) 午前11時
放送の内容 1 「これはテストです」(繰り返し3回)、「こちらは防災なりたです」、防災行政無線チャイム

※当日の災害発生状況や気象状況により、中止になる場合があります。くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

今月の納期限

12月1日(月)

- ①国民健康保険税(第5期)
- ②後期高齢者医療保険料(第5期)
- ③介護保険料(第5期)

※くわしくは①納税課(☎20-1519)、②保険年金課(☎20-1547)、③介護保険課(☎20-1545)へ。

市長日誌

10月16日～31日

17日	県道成田神崎線整備促進期成同盟要望活動
18日	関東甲信越静地区子ども会育成研究協議会
19日	印旛沼クリーンハイキング
	久住地区敬老会
20日	成田市制施行60周年記念事業小学生タグとり鬼ごっこ王座決定戦
	折り鶴平和使節団長崎訪問報告会
20日	決算特別委員会(～21日)
21日	成田空港周辺地域スポーツ大会グラウンド・ゴルフの部
	高齢者クラブ連合会秋季グラウンド・ゴルフ大会
24日	公民館まつり
	スペシャルオリンピックス日本夏季ナショナルゲーム・福岡大会出場選手表敬訪問
25日	成田弦まつり
26日	消防操法大会
28日	遠山地区敬老会
	全国女性農業経営者会議全国の集いんちば
29日	横芝・神崎間首都圏中央連絡自動車道建設促進協議会要望活動
30日	成田商工会議所青年部創立50周年記念式典
31日	農政座談会



クリーンハイキングであいさつ(19日)

市営住宅の入居者を募集

12月1日から
受け付け開始

市では、市営住宅の入居者を次の通り募集します。

申し込み資格は次の要件を全て満たす人

○住宅に困っている

○同居しようとする親族がいる(高齢者などは単身で入居できる場合があります)

○所定の方法で算出した世帯の所得月額が15万8,000円以下(高齢者・障がい者・子育て世帯などは21万4,000円以下)

○市内に続けて6カ月以上、住所を有しているか勤務している

○市税を滞納していない

○申込者・同居しようとする親族が暴力団員ではない

団地名(所在地)	募集戸数	間取り	入居人数
北団護台団地 (団護台1385-1)	1戸 (1階)	3DK (6、6、4.5畳)	3人以上
南団護台団地 (団護台1254-2)	1戸 (1階)	2DK (6、6畳)	2人以上
桜川団地 (三里塚248)	3戸 (1階、2階、3階)	3K (6、4.5、3畳)	1人以上

○連帯保証人がいる
家賃に希望する住宅や世帯の所得額によって異なる
申込書の配布は11月17日(月)から建築住宅課、下総・大栄支所で配

布
申し込み方法は申込書に必要事項を書いて、12月1日(月)～15日(月)(土・日曜日を除く)に建築住宅課へ

※くわしくは建築住宅課(☎20・1564)へ。

ガスの使用

部屋の換気を忘れずに

これからの季節はガスの使用が増えます。

使用するときには、換気扇を回すか窓を開けて必ず換気する、ガス漏れなどを検知する都市ガス警報器を設置するなど心掛けましょう。都市ガスを利用している人で、ガスを使用しているときに異常を感じた場合は、(株)千葉ガスガス漏れ専用電話(☎043・483・

2280)、プロパンガスはそれぞれの販売店へ連絡してください。
※くわしくは千葉ガス(☎043・483・0113)へ。

ごみの集積所

ルールを守りましょう

区や自治会などのごみ集積所の維持・管理は、集積所を使用する皆さんに、集合住宅のごみ集積所の維持・管理は、建物の所有者や管理会社にお問い合わせください。

ごみ集積所の設置・移動・廃止などについては、事前にクリーン推進課へ相談してください。

気持ちよくごみ集積所を利用できるように、ご協力をお願いいたします。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

県労働委員会

使用者と労働者を仲介

県労働委員会では、使用者と労働者の間で発生した雇用に関するトラブル(解雇・賃金・パワーハラスメントなど)について、解決の手伝いをしています。

双方の主張を聞き、公正・中立な立場であつせんし、迅速な解決を目指します。

使用者と労働者のどちらの申請も受け付けます。費用は無料で、秘密は厳守されます。

※くわしくは県労働委員会事務局(☎043・223・3735)へ。

4月1日スタート

パートタイム労働法改正

パートタイム労働法が改正され、平成27年4月1日から施行されます。

主な改正点は次の通りです。
○正社員との差別的取り扱いが禁止されるパート労働者の対象が拡大

○「短時間労働者の待遇の原則」を新設

○雇入れ時に事業主は賃金制度などを説明

○パート労働者からの相談対応のための体制を整備

○雇入れ時に渡す文書に「相談窓口」を明示
※くわしくは千葉労働局雇用均等室(☎043・221・2307)へ。

労働保険適用促進強化期間

事業主の皆さんへ

労働者を1人でも使用する事業主（農林水産業の一部を除く）は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入することが法律で義務付けられています。

まだ加入していない事業主は加入手続きをしてください。

※くわしくは**千葉労働局労働保険徴収課**（☎043・221・4317）へ。

冬の大气污染防治対策

車や暖房の使用は控えめに

冬季は大気がよどみ、汚れやすくなります。

大気汚染物質の一つである窒素酸化物の排出削減のため、皆さんも次のことを実践するように心がけてください。

- 公共交通機関を積極的に利用する
- 駐車・停車時にエンジンを止める
アイドリング・ストップなどエコドライブをする
- 室内の暖房温度は20℃を目安に

設定する

※くわしくは**環境対策課**（☎20・1523）へ。

狩猟解禁

マナーを守り事故防止

狩猟期間が始まりました。ハンターの皆さんはマナーを守って、安全な狩猟に努めてください。

市民の皆さんが山などに出掛ける場合は、目立つ色の服の着用やラジオの携帯など、事故防止に留意してください。

狩猟期間 11月15日(日)まで

対象地域 市街地・鳥獣保護区・休猟区・公道・公園・社寺境内・墓地を除く市内全域

※くわしくは**県自然保護課**（☎043・223・2972）へ。

社会資本総合整備計画

事後評価を公表

市では、国土交通省の社会資本整備総合交付金(旧まちづくり交付金)を活用し、防災行政無線の屋外拡声局の整備を進めてきました。この事業の事後評価(原案

を公表し、原案に対する意見を募集します。

閲覧期間 11月17日(月)～12月1日(月)(土・日曜日、祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

閲覧場所 危機管理課市役所4階、同課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kiki/index0000.html>)

意見の提出 直接・郵送・FAX・Eメールのいずれかで住所・氏名・電話番号・意見を危機管理課(T286・8585 花崎町760 FAX20・1687 Eメールkikikanri@city.narita.chiba.jp)へ

※くわしくは**危機管理課**（☎20・1523）へ。

青色申告決算などの説明会

書類の書き方を分かりやすく

成田税務署では、所得税の青色申告決算書や消費税・地方消費税の申告書などの書き方について説明会を開催します。

期日と会場

○12月2日(火)：印旛合同庁舎2階大会議室

○12月3日(水)：印西市役所3階大会議室

○12月4日(木)：八街市中央公民館2階小中会議室

○12月8日(月)：中央公民館講堂
時間 午後1時30分～3時30分

記帳・帳簿を保存しましょう
平成26年1月から、個人で事業や不動産の貸し付けを行う人は、記帳と帳簿書類の保存が必要になりました。

記帳・帳簿などの保存制度の詳細や、記帳する内容は国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/kojin_jigyoo/index.htm)に掲載されていますので、確認してください。

※くわしくは**成田税務署個人課税第一部門**（☎28・5151 内線212・音声案内で2番を選択）へ。

市内の放射線量測定結果

単位：マイクロシーベルト/時

国の目標値は0.23マイクロシーベルト/時です。

施設名	測定日	測定の高さ 1m	測定の高さ 0.5m	測定の高さ 0.05m
小中学校(37カ所)	9月29日～ 10月29日	0.04～0.10	0.04～0.10	0.03～0.12
保育園・幼稚園・認可外保育施設(35カ所)	9月29日～ 10月29日	0.04～0.09	0.04～0.10	0.04～0.10
保育園・幼稚園・認可外保育施設(35カ所)の砂場・ブランコなど	9月29日～ 10月29日	-	0.04～0.11	0.04～0.17
体育施設(20カ所)	10月1日～29日	0.04～0.12	0.04～0.12	0.04～0.12
公園(81カ所)	10月1日～29日	0.04～0.10	0.04～0.11	0.04～0.11
子どもの遊び場(23カ所)	10月1日～29日	0.05～0.12	0.05～0.12	0.04～0.11
市役所(花崎町)	10月20日	0.08	0.09	0.11
	10月27日	0.08	0.08	0.07
下総支所(猿山)	10月20日	0.10	0.09	0.10
	10月27日	0.10	0.10	0.10
大栄支所(松子)	10月20日	0.07	0.07	0.07
	10月27日	0.07	0.07	0.07
大清水大気測定局(遠山中敷地内)	10月20日	0.08	0.08	0.07
	10月27日	0.08	0.08	0.08
幡谷大気測定局(久住体育館隣)	10月20日	0.07	0.08	0.08
	10月27日	0.08	0.08	0.08

※各施設の測定結果は、市のホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは**環境対策課**（☎20・1532）へ。